

総合評価落札方式評価項目及び評価基準（標準）

①企業の評価（基本配点 12 点満点 工事の特性に応じて 12 点以内で設定する）

評価項目		基本配点	評価基準	加算点
企業の技術力	○同種工事の実績の有無 （平成 21 年度以降） 【注 1】	2.0 又は 1.0 点	施工実績○件以上（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	2.0 又は 1.0 点
			施工実績○件（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	1.0 又は 0.5 点
			施工実績○件以下（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	加算点 なし
	○同一工種工事成績評定 （令和 3 年度から令和 5 年度） 【注 2】	2.0 又は 1.0 点	成績評定値 75 点以上	2.0 又は 1.0 点
			成績評定値 70 点以上 75 点未満	1.0 又は 0.5 点
			上記以外	加算点 なし
	○直近の成績評定の最低点 （前年度実績） 【注 3】	—	成績評定値 65 点未満 有	－0.5 点
			成績評定値 65 点未満 無	加算点 なし
	○同一工種工事優良工事表彰 （令和 3 年度以降） 【注 4】	1.0 点	表彰 有（高知市）	1.0 点
			表彰 有（他機関）	0.5 点
			表彰 無	加算点 なし
環境・労働福祉	○ISO等の取得状況 【注 6】	1.0 又は 0.5 点	ISO14000 シリーズ又はISO21 のいずれかの認証取得済	1.0 又は 0.5 点
			いずれも認証未取得	加算点 なし
	○障害者雇用対策の実績 【注 7】	1.0 又は 0.5 点	雇用 有	1.0 又は 0.5 点
			雇用 無	加算点 なし
	○男女共同参画の推進に関する表彰 （令和元年度以降） 又はワーク・ライフ・バランス等の 推進に関する認定等 【注 8】	1.0 又は 0.5 点	市表彰又は認定等の取得 有	1.0 又は 0.5 点
			市表彰又は認定等の取得 無	加算点 なし
	○法定外労働災害補償制度への加入 状況 【注 9】	1.0 又は 0.5 点	法定外労働災害補償制度への加入 有	1.0 又は 0.5 点
			法定外労働災害補償制度への加入 無	加算点 なし
	○若手技術者・女性技術者の配置 【注 10】	1.0 又は 0.5 点	41 歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は 現場代理人の配置 有	1.0 又は 0.5 点
			41 歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は 現場代理人の配置 無	加算点 なし

災害時対応	○災害時の応急対策活動に関する協定の締結 【注 11】	1.0 又は 0.5 点	防災協定を締結した団体の構成員等 有	1.0 又は 0.5 点
			防災協定を締結した団体の構成員等 無	加算点 なし
	○緊急時の即応体制 【注 12】	1.0 又は 0.5 点	緊急時の即応体制 有	1.0 又は 0.5 点
			緊急時の即応体制 無	加算点 なし
	○重機保有の有無 【注 13】	1.0 又は 0.5 点	自社保有又は長期（１年以上）リース 有	1.0 又は 0.5 点
			自社保有又は長期（１年以上）リース 無	加算点 なし
	○消防団協力事業所の認定 【注 14】	1.0 又は 0.5 点	消防団協力事業所の認定 有	1.0 又は 0.5 点
			消防団協力事業所の認定 無	加算点 なし
	○災害時の事業継続力（ＢＣＰ）認定 【注 15】	1.0 又は 0.5 点	ＢＣＰ認定 有	1.0 又は 0.5 点
			ＢＣＰ認定 無	加算点 なし
	○災害復旧工事の受注状況 （令和３年度以降） 【注 16】	1.0 又は 0.5 点	受注実績 有	1.0 又は 0.5 点
			受注実績 無	加算点 なし
地域貢献	○地域ボランティア活動の実績 （前年度実績） 【注 17】	1.0 又は 0.5 点	地域ボランティア活動５回以上	1.0 点
			地域ボランティア活動３回以上	0.5 点
			地域ボランティア活動２回以下	加算点 なし
	○地元下請比率 【注 18】	1.0 又は 0.5 点	○%以上 （発注する工事の概要により割合を設定）	1.0 又は 0.5 点
○%未満 （発注する工事の概要により割合を設定）			加算点 なし	
法令遵守	○独占禁止法違反等による指名停止の 状況 【注 19】	－	指名停止 有	－1.0 点
			指名停止 無	加算点 なし
合 計		12.0 点		

※ 評価項目並びに配点及び加算点については、工事の特性等に応じて設定するものとする。

【注 1】同種工事の実績の有無

同種工事の設定は、発注工事の内容に応じて設定する。また、入札実施年度の実績等（入札参加申請日時点までに完成し引き渡した建設工事等の挙証資料が提出できるものに限る。）も含むものとする。

【注 2】同一工種工事成績評価

工事検査を完了した発注工種と同一工種の本市工事の工事成績評価値を評価する。また、共同企業体による工事は、各構成員の工事成績として扱う。

【注 3】直近の成績評価の最低点（前年度実績）

直近の成績評価の最低点は、市発注工事の同一業種に限らず、全業種の成績評価を対象。なお、当該評価項目は、成績評価の再評価がなされた場合、再評価日を成績評価日とみなす（当初評価が 65 点未満のときを除く）。

【注 4】同一工種工事優良工事表彰

本市又は他機関の同一工種工事に係る優良建設工事施工者表彰の有無。また、共同企業体の場合は、各構成員を評価。（入札参加申請日現在の表彰の有無を問うもの。）他機関表彰は、次のとおりとする。

・国土交通省表彰⇒局長表彰又は事務所長表彰

・高知県表彰⇒高知県知事賞、優良賞、土木事務所長表彰のうち所長賞又は所長賞と同等とされるもの（高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等）を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。

【注 5】舗装工事施工体制

舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）として発注する場合に適用するもので、その場合の施工体制を評価する。

【注 6】ISO等の取得状況

入札参加申請日現在有効な ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21 の認証取得の有無。

【注 7】障害者雇用対策の実績

入札参加申請日現在において障害者の雇用数、法定雇用率を超えている場合の加点。

【注 8】男女共同参画の推進に関する表彰又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等

男女がともに輝く高知市男女共同参画条例に基づく表彰（市表彰）（入札参加申請日現在の表彰の有無を問うもの。）又は次世代育成支援対策推進法若しくは女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主に認定若しくは高知県ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度要綱に基づく認証の取得の有無。

【注 9】法定外労働災害補償制度への加入状況

入札参加申請日現在における公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会等の法定外労働災害補償制度への加入の有無

【注 10】若手技術者・女性技術者の配置

ア又はイのどちらかに該当する場合に評価の対象とする。41 歳未満（開札日を基準とする。以下同じ。）又は女性（年齢は問わない。以下同じ。）の技術職員を主任（監理）技術者と現場代理人に 1 名ずつ配置する場合でも、1 名分のみの加点とする。

ア 発注工事の配置技術者要件として求める資格を有し、かつ 41 歳未満又は女性の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合

イ 発注工種に係る建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハのいずれかに該当し、かつ 41 歳未満又は女性の技術職員を現場代理人として配置する場合（入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があること。）

【注 11】災害時の応急対策活動に関する協定の締結

入札参加申請日現在における高知市若しくは高知県との協定で高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結しているか否か。（団体で締結している場合の構成員を含む。）

【注 12】緊急時の即応体制

入札参加申請日現在における緊急時の即応体制の有無。（ポンプ場等のポンプ等の据付工事等に関して採用）

【注 13】重機保有の有無

経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械を評価対象とする。発注工事によって変えることはしない。その他の規格等は問わないが、定められた検査等を受け実際に使用可能な状況のものを対象とする。また、連結会社の保有は対象とせず、リース契約による場合は、リース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。

【注 14】消防団協力事業所の認定

入札参加申請日現在における高知市消防団協力事業所の認定の有無

【注 15】災害時の事業継続力（BCP）認定

入札参加申請日現在における高知県建設業 BCP 審査会又は四国建設業 BCP 等審査会等による災害時の事業継続力（BCP）認定（開札日において有効なものに限る。）の有無

【注 16】災害復旧工事の受注状況

高知市が発注し、引渡しを受けた災害復旧工事を対象とする。ただし、「高知市緊急応急工事等実施事務要領」に基づいて発注した緊急応急工事については評価の対象としない。

【注 17】地域ボランティア活動の実績

高知市の地域内における環境美化・防犯等の地域ボランティア活動 3 回以上の実績の有無。ただし、基本配点を 0.5 点としたときは、ボランティア活動 5 回以上の 1.0 点は適用せず、同活動 3 回以上の実績で満点 0.5 点とする。

【注 18】地元下請比率

一次下請金額の総額比率により評価（主たる営業所が高知市内にある者が一次下請である場合に限る。）する。

【注 19】独占禁止法違反等による指名停止の状況（公告日以前 1 年間）

平成 25 年 4 月 1 日以後に公告を行った一般競争入札又は指名競争入札において独占禁止法第 3 条又は刑法第 96 条の 6 の規定に違反する不正行為があったと認定され、本市から指名停止を受けた期間がある者に対して減点評価を行う。

②技術者の評価（基本配点 5 点満点 工事の特性に応じて 5 点以内で設定する）

評価項目	基本配点	評価基準	加算点
○同種工事の実績の有無 （平成 21 年度以降） 【注 1】	2.0 又は 1.0 点	施工実績○件以上（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	2.0 又は 1.0 点
		施工実績○件（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	1.0 又は 0.5 点
		施工実績○件以下（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	加算点 なし
○配置予定技術者の資格 【注 2】	2.0 又は 1.0 点	1 級国家資格を有する者	2.0 又は 1.0 点
		上記以外	加算点 なし
○同一工種工事成績評定 （令和 3 年度から令和 5 年度） 【注 3】	2.0 又は 1.0 点	成績評定値 75 点以上	2.0 又は 1.0 点
		成績評定値 70 点以上 75 点未満	1.0 又は 0.5 点
		上記以外	加算点 なし
○同一工種工事優良工事表彰 （令和 3 年度以降） 【注 4】	1.0 点	表彰 有（高知市）	1.0 点
		表彰 有（他機関）	0.5 点
		表彰 無	加算点 なし
○継続教育学習制度（CPD（S））への取組 【注 5】	1.0 点	推奨単位の 10 分の 8 以上	1.0 点
		推奨単位の 10 分の 3 以上 10 分の 8 未満	0.5 点
		推奨単位の 10 分の 3 未満	加算点 なし
合 計	5.0 点		

※ 評価項目並びに配点及び加算点については、工事の特性等に応じて設定するものとする。

【注 1】同種工事の実績の有無

同種工事の設定は、発注工事の内容に応じて設定する。また、入札実施年度の実績等（入札参加申請日時点までに工事が完了し挙証資料が提出できるものに限る。）も含むものとする。

【注 2】配置予定技術者の資格

配置予定技術者の資格の評価については、1 級国家資格に技術士も含む取扱いとする。

【注 3】同一工種工事成績評定

工事検査を完了した本市工事の工事成績評定値を評価する。また、共同企業体による工事は、各構成員の技術者の工事成績として扱う。なお、評価対象は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した実績とする。

【注 4】同一工種工事優良工事表彰

本市又は他機関の同一工種工事に係る優良建設工事表彰の有無。また、共同企業体の場合は、各構成員を評価。（入札参加申請日現在の表彰の有無を問うもの。）他機関表彰は、次のとおりとする。

- ・国土交通省表彰⇒局長表彰又は事務所長表彰
- ・高知県表彰⇒高知県知事賞、優良賞、土木事務所長表彰のうち所長賞。所長賞と同等とされるもの（高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等）を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。

【注 5】継続教育学習制度（CPD（S））への取組

（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会、（一財）建設業振興基金、建築設備士関係団体 CPD 協議会、（公社）土木学会のいずれかの取得単位数とする。ただし、専門工事については、工事の特性に応じて他団体の CPD を追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。また、各団体の推奨単位数は、次のとおりとする。

- ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会
20 ユニット/年 ⇒ 100 ユニット/5 年間
- ・（公社）日本技術士会
50 CPD 時間/年 ⇒ 250 CPD 時間/5 年間
- ・（公社）日本建築士会連合会、（一財）建設業振興基金
12 単位/年 ⇒ 60 単位/5 年間
- ・建築設備士関係団体 CPD 協議会
250 単位/5 年間
- ・（公社）土木学会
50 単位/年 ⇒ 250 単位/5 年間

③施工体制の評価（基本配点 27 点満点（企業評価型は 17 点満点））

評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等		基本配点
※施工体制の評価 ()内は企業評価型	品質確保の実効性	良	13.5 点 (8.5 点)
		可	5.4 点 (3.4 点)
		不可	0 点 (0 点)
	施工体制確保の確実性	良	13.5 点 (8.5 点)
		可	5.4 点 (3.4 点)
		不可	0 点 (0 点)

※高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成 31 年 4 月 1 日制定）により、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。なお、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」（満点）の場合に、技術評価点の満点相当を施工体制評価点として配点する。

④施工計画の評価（基本配点 10 点満点 工事の特性に応じて 10 点以内で設定する）

※ 企業評価型（特別簡易型）には採用しない。

評価項目	基本配点	評価基準	加算点 (比)
○工程管理に関する技術的所見	各項目に ついて、 10 点以内 で設定	各工程の工期，手順において現場の状況を踏 まえ，考慮すべき具体的な提案を段階評価する。	4
			3
			2
			1
		一般的な記述にとどまっている。	加算点 なし
○材料等の品質管理に関する所見		（発注者の指定した）品質管理項目に関して 確認方法や管理方法等で現場の環境条件等を踏 まえ，考慮すべき具体的な提案を段階評価する。	4
			3
			2
			1
		一般的な記述にとどまっている。	加算点 なし
○施工上の課題に関する所見		（発注者の指定した）施工上の課題に対して， 現場の状況に即した，考慮すべき具体的な提案 を段階評価する。	4
			3
			2
			1
		一般的な記述にとどまっている。	加算点 なし
○施工上配慮すべき事項に関する所見		配慮事項の設定やこれへの対応が現場の環境 条件等を踏まえ，考慮すべき具体的な提案を段 階評価する。	4
			3
			2
			1
		一般的な記述にとどまっている。	加算点 なし
合 計	10.0 点		

※ 評価項目並びに配点及び加算点については，工事の特性等に応じて設定するものとする。

※ 各評価項目の評価点は，評価した加算点の平均点（小数点第三位を四捨五入）とする。